

♠ 遺留分の放棄

Q : 遺留分の放棄という制度があるそうですが、どのような制度なのですか？

A : 生前に家庭裁判所の許可を受け、遺留分を放棄する制度です。

【解説】

遺留分とは、相続人の生活保障や共同相続人間の公平な遺産相続を図るという観点から、相続人に最低限の財産の取得を保証する権利を認めるという制度です。

権利があるからといって、遺留分を侵害した贈与や遺贈がすべて無効かというとはそうではなく、遺留分の侵害がある場合において、遺留分権利者が減殺請求した場合に限り、その侵害している部分の効力がなくなるということです。

遺留分の放棄は、この権利を有している者が、遺留分を侵害する贈与や遺言があった場合でも減殺請求をしないということを明らかにするもので、この効果はその代襲相続人にも引き継がれます。

相続開始後の遺留分の放棄は自由で、遺留分の侵害があっても減殺請求を行使しなければ放棄したことになりますが、相続開始前に放棄する場合には、家庭裁判所の許可を得なければなりません。

なお、遺留分の放棄は相続の放棄ではありませんので、遺言がなければ、相続人として遺産分割協議に加わることになります(ただし、遺留分を侵害する遺贈などによって自分の相続分を侵害されても遺留分の減殺請求はできません)ので注意が必要です。

